

平成18年6月5日

新人弁護士のための民暴対策入門

弁護士 木村良夫

1 暴力団って怖くない？

イメージ戦略としての「暴力団」→敵を知れば、怖くない

(1) 暴力団とは何か？

①法による公認＝H4、暴力団対策法の制定

暴力団＝団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（暴力団対策法2条2号）

e x. やくざ（極道）、愚連隊、博徒、的屋は、過去のもの

参考文献：日弁連民暴委員会編「注解暴力団対策法」民事法研究会

②お墨付きを得た暴力団

＝昔から墨をしょってる「指定暴力団」→24団体、92パーセント
指定3要件＝暴力団対策法3条

i 経済的利益（しのぎ）を図るために暴力団の威力を利用する集団

e x. みかじめ料

ii 高い犯歴保有者比率 e x. 100人に9人が前科者

iii ピラミッド型組織→杯事による疑似血縁関係＝親子、兄弟

1次団体→2次団体→……→5次団体

上納金による集金構造と指揮命令系統

③暴力団友好団体→2足のわらじ

＝えせ右翼、えせ同和、フロント企業、えせ労組、NPO e t c

→いずれも指定暴力団ではなく、暴力団対策法の適用がない

暴対法施行により名刺が出せなくなってから、増加

参考文献：名古屋弁護士会民暴委員会編「えせ右翼対策」民事法研究会

同上「暴力団フロント企業」民事法研究会

(2) 暴力団の今＝はたして任侠の徒なのか

①進む寡占化＝寄らば大樹の陰

約87,000人のうち、山口組(約39,200人)、稲川会(約9,500人)、住吉会(約12,600人)の3団体で7割

参考文献：警察白書、犯罪白書

②山口組の強大化と六代目の誕生

・暴力団の2人に1人は、山口組＝菱の代紋の威力

→進むM&A＝中野会解散、国粋会吸収

・五代目に対して使用者責任を認めた最高裁判決（H16・11・12判時1882号21頁）を契機にH17年7月29日、六代目の誕生

→山健組(約8,500人)からではなく、弘道会(約3,300人)から

ナンバー1と2（山口組内部での抗争のおそれ）

→暴力団による市民被害に対する組長責任追及訴訟とH16暴対法改正による組長責任規定＝対立抗争に限定

③巨大な裏ビジネス集団

＝暴力団は、裏ビジネスやけんかのプロ、そして情報通

→トリ半の原則と非弁行為

→興業界、沖仲仕から、産廃ビジネス、公共工事参入＝巨大な闇？

e x. 整理屋、パクリ屋、ノミ屋、地上げ屋、総会屋、取立屋、示談屋、競売屋、占有屋、紳士録商法、闇金融（三菱会事件）、振り込め詐欺、民暴型架空請求

e x. 暴力団を許容する社会風土→政、財、官、暴の癒着？

参考文献：高知新聞社「黒い陽炎」

下野新聞「狙われた自治体」岩波書店

石渡正佳「産廃コネクション」WAVE出版

→マフィア化への対応＝組織犯罪処罰法、通信傍受法、マネーロンダリング規制、本人確認法、廃棄物処理法改正

→共謀罪新設問題、ゲートキーパー問題、犯罪収益吐出し制度の創設

→闇金・振り込め詐欺対応と行政対象暴力対策への取組み

e x. 貸金業法等の改正、携帯電話本人確認法、口座売買の禁止
福井県における機関紙一斉購読拒否

参考文献：名弁民暴委員会編「行政対象暴力Q&A」ぎょうせい

(3) 暴力団の行動パターンを知る

＝暴力団員の手口と弱点を知れば、百戦危うからず

① 暴力団員の手口＝手口が分かれば、いつものこと

・「追い込み」→精神的に追い詰める

e x. 「すぐ返事をよこさんかい！」（→すぐ返事をしない）

「約束を守らんとは、それでも弁護士か！」（→約束しない）

「一筆書け！」（→書かない。但し、本当に怖かったら書いて、取消しと告訴）

・大声と脅しは、「おはよう」「こんにちは」と思うこと

e x. 「バカヤロー」「子どもの使いか、」「アホ、ボケ」は定型文句

・素早い動き＝考えたり、防御体制ができる前に攻める（→スピード対応）

② 暴力団員の弱み

・暴力団員は自分が違法行為を行っていることを分かっている

→「警察なんか、怖くない」は、本当か？

＝警察（刑事処罰）を恐れ、裁判手続を嫌う

→しのぎでへたをうっても、組は面倒を見てくれない

→警察による暴力団事犯に対する民事不介入原則の放棄

- ・彼らもビジネス＝割に合わないことはしない
 - e x. 書籍購入要求→1件約5万円＝へたな鉄砲数打ちゃ、当たる
- ③ 交渉のプロ
 - ・彼らの人を見る目を侮るな
 - ＝脅したり激昂しながら、冷静にこちらを見ている
 - 脅しや大声は、平然と聞き流す
 - 法律のプロとしての自信を持って
 - ・説得力ある申し立て→しかし、どこか変
 - ・アメとムチ→彼らも複数体制
 - 参考文献：早瀬修治「ヤクザ アメとムチの心理術」王様文庫（三修社）
 - e x. 「兄貴があんなに怒っているけど、どうするのアンタ」「俺が、なだめてやるから、ここは、俺の顔を立てて…」

④ 弁護士に暴力を奮うことがあるか

＝原則としてない

例外は、彼らを裏切ったり、ばかにしたとき

e x. 刑事弁護を担当した組を相手にしたとき＝利益相反

彼らのメンツを傷つけたとき→メンツは、彼らの命

→むしろ怖いのは、弁護士の凋落＝武器は、「酒、女、金」

参考文献：内山哲夫著「転落弁護士」講談社

2 受任は、辞任の準備？－受任時の注意点

(1) 受任ルートに要注意

＝紹介者があるのかないのか

e x. 民暴相談に来た依頼者が、えせ右翼を利用していた

→顧問弁護士に対する配慮が必要なときもある

(2) 相談者には、何か弱みがある

＝架空請求はともかく、弱みがあるからつけこまれている

→相談者の弱みは、入念に聞く

＝「私に嘘をついていたら、辞任しますよ」

(3) 初期対応のスピードが勝負

＝ほとんどの相談者は、追い詰められてから弁護士の所に来る

→スピード対応が重要＝受任通知の緊急性と効果

e x. 「今日、午後3時に会う約束をってしまった」

「ホテルのフロントに暴力団が来ているんです」

→相談中に相手方に受任を電話連絡

しかし、そこに落とし穴があることもある

c f. 通常は、内容証明郵便による受任通知（普通郵便の併用も）

(4) 早急に権利関係を把握する

＝紛争の実態を見極め、解決の方針を確立し、結論を見通す

→入念な事実確認が必要

＝事実確認ができるまで、結論は出さない→「現在、調査中です」
→関係法令を十分調査する＝彼らは、その道のプロ
→要求根拠（依頼者の責任の有無）、要求内容（不当性の有無）、要求態様（社会的相当性の有無）の検討
 e x. ラーメンにゴキブリなどの言い掛かり（？）か、交通事故で責任ゼロとは言えない場合か
 e x. 契約前なら、契約自由の原則
 契約後なら、解除理由の有無の検討→暴力団排除条項の有無
 東京高判H14・7・16判時1811号91頁
 参考文献：一弁民暴委員会編「業界別民暴対策の実践」金融財政事情

(5) 依頼者対策こそ重要

＝依頼者の不安を利用して、彼らは、まず弁護士はずしを考える
 →一度妥協すると、骨までしゃぶられることを依頼者に理解してもらう
 →毒を以て毒は制せない＝暴力団に暴力団への対応を依頼させない
 →依頼者を矢面にたたせない工夫 e x. 電話の変更
 →「すべて弁護士に任せてある」との対応の徹底
 ＝会社の場合、窓口の一本化
 →所轄警察との連携＝事前相談により事案を警察に理解してもらう

(6) 辞任する場合の心構え

＝依頼者に後で付け込まれないような辞任の正当理由と費用清算
 →辞任・返金ができなくて、ずるずると事件処理を継続すると深みにはまる
 →甘い話には裏がある＝妥当な弁護士費用は？

3 遅刻厳禁！－交渉時の注意点

(1) できれば共同受任＝こちらも複数体制

＝機動力、役割分担と攻撃の矛先を一人に集中させない
 →愛知県の場合：弁護士会による民暴相談、暴力追放県民会議からの紹介は共同受任

(2) 交渉場所の指定＝組事務所等の相手の支配領域内には出向かない

→交渉場所はこちらが指定する
 e x. 相手からもこちらからも中間地点となる、シティホテルのラウンジなどのオープンな場所
 e x. 会社事務所であれば、録音・録画の準備をする
 e x. 法律事務所には、原則として呼ばない

(3) 約束の時間は必ず守ること＝彼らは、こちらの落ち度を常に探している

→遅刻したら、その点だけは、率直に謝罪してしまった方が後が楽

(4) 平常心で臨む→これが一番難しい

＝気負わないこと、高飛車に出ないこと、挑発に乗らないこと
 →言葉使いは、敬語を交えながら、いつものように
 →感情的な発言はしない

(5) 彼らに多くしゃべらせる

- ・彼らの要求内容を明確にさせながら、真意を探る

e x. 「いくら要求されるのかはっきりおっしゃってください」

→「先生、俺にそれを言わせて、恐喝でひっかける気だろ」

「いいえ、弁護士に金額を提示しても、恐喝にはなりません」

「あなたが問題にされているのは、〇〇の問題で、それ以外にはないのですね？」

- ・彼らにも言い分はあるし、依頼者から聞いてないことも出てくる

→正当な主張には、正当に評価する

但し、道德の問題は、法律では処理できないことを明確にする

e x. 金銭賠償の原則

→依頼者から聞いていない事実や念書の存在などが明らかになったら、交渉は続行し、調査する

(6) 安易且つ合理的根拠のない妥協はしない、言質はとられない

- ・譲れない線は、絶対に譲らない
- ・即答や前言の撤回は避けて間合いを取る
- ・あいまいな回答はしない

→前向きに検討するなど中途半端な答えはしない

- ・ときには我慢比べも必要
- ・無理に示談で解決する必要はない

→交渉打ち切り、訴訟移行のタイミングを図る

(7) 交渉中は、証拠収集のチャンス

=相手の住所や氏名と所属団体、要求内容や発言内容等の情報を正確に掴み、録音（交渉時や電話での会話）、録画、写真（携帯の活用）、メモを活用した上で面談毎に報告書を作成しておく

→相手方が特定出来ないと訴訟提起できない

e x. 車のナンバーや電気メーターの番号を控える

(8) 交渉が終わった途端に「お友達」？

=示談が成立したり、示談成立直前に、人懐こく、事件の依頼をしてくることもある

→示談成立直前であれば、「その話は、示談が成立した後で」

→示談成立後であれば、「終わった事件でも、相手方からの依頼は、どなたからの依頼であっても、引き受けないことにしているんです」

→彼らからの甘い誘惑には、決して負けないこと

4 法的手続こそ我が命—法的対応編—法的手続に精通すること

(1) 保全手続の活用

- ① 保全手続の準備=備えあれば、憂いなし

i 保全手続きの選択と申立の趣旨の検討

e x. 街宣禁止の仮処分、架電・面談禁止の仮処分

占有移転禁止の仮処分、明渡断行の仮処分
民事執行法に基づく保全処分（民執55条など）

- ii 被保全権利と保全の必要性の検討
 - e x. 街宣禁止の仮処分、架電・面談禁止の仮処分の場合、人格権ないし平穩に生活する権利、会社なら営業的人格権ないし経営権
- iii 相手方の特定の問題
 - 弁護士会照会の活用＝電話、電気、水道、ガスから
 - H15民事保全法改正により、相手方不特定の申立ての許容（民保25条の2）
- iv 疎明資料の収集と検討
 - 最大の問題は、「暴力団」関係者であることの疎明
 - 新聞記事、公刊文献の検索＝インターネットの活用
 - 登記簿謄本、車両の登録事項証明、政治団体名簿などからの調査
 - 暴力団事務所であることの疎明＝警察に対する弁護士会照会
- iv 保証金の準備
 - 暴力追放運動推進センターによる援助・貸付制度の利用

② 申立てと裁判所への働きかけ

- i 双方審尋か債権者単独審尋か→場合によっては、相手方呼出しが効果的
- ii 保証金の金額の交渉

③ 送達と保全執行

- i 裁判所による送達と弁護士による直接送達
- ii 保全執行の際の留意点
 - 執行官との打合わせと警備要請（民執6条1項）
 - 執行現場で、さらに証拠収集を心掛けること＝本訴での立証を念頭に
 - 何が起こるか分からない＝細心の注意と機転をきかすこと
 - e x. 自動車の引渡し断行→私物を一切残さない
 - e x. 組事務所の明渡し執行現場にホルマリン漬小指！

iii 仮処分の実効性の確保→仮処分破りへの対応

- ・間接強制 e x. 街宣車の差押えができないか
- ・刑事告訴・告発の検討
- ・慰謝料請求訴訟の提起

参考文献：占有妨害対策研究会編「占有妨害排除の理論と実務」民事法研究会
民事執行保全処分研究会編「執行妨害対策の実務」金融財政事情

(2) 民事訴訟の提起＝訴訟になればこっちのものだが

- e x. 組事務所の明渡訴訟
 - 賃貸借の場合→使用目的違反、無断転貸、信頼関係破壊
東京地判 H7・10・11判タ915号158頁
 - 分譲マンションの場合→マンション法57条ないし60条
最判 S62・7・17判時1243号28頁

福岡地判 S 6 2 ・ 7 ・ 1 4 判タ 6 4 6 号 1 4 1 頁

京都地判 H 4 ・ 1 0 ・ 2 2 判タ 8 0 5 号 1 9 6 頁

組事務所の使用差止め訴訟 e x . 一力一家事件

静岡事件：東京高決 H 1 4 ・ 3 ・ 2 8 判タ 1 1 0 5 号 2 5 0 頁

参考文献：日弁連民暴委員会編「暴力団事務所排除の法理」立花書房

・ 街宣禁止仮処分後の損害賠償請求訴訟

浦和地判 H 1 3 ・ 4 ・ 2 7 判タ 1 0 6 8 号 1 1 9 頁

・ 債務不存在確認請求訴訟の活用

＝相手は嫌いな裁判手続を利用せざるを得なくなり、終局的な解決が可能となる

・ 立証困難の問題→「暴力団」であることの立証は、意外に難しい

＝知恵の絞りどころ

→個人情報保護法との関係

参考文献：民暴実務研究会著「個人情報保護と民暴対策」金融財政事情

→刑事記録の活用

不起訴記録の開示＝刑事訴訟法 4 7 条の解釈と運用

公判中＝犯罪被害者保護法 3 条

確定記録の活用＝刑事訴訟法 5 3 条、刑事訴訟確定記録法

・ 和解のチャンス→和解で解決していいのかどうかの判断

(3) 暴力団対策法と刑事告訴など

① 暴力団対策法による中止命令・再発防止命令→不当要求行為の 1 5 類型

② 刑事告訴・告発の活用

e x . 暴力団員であることを秘して借りししたら、2 項詐欺

→暴力追放運動推進センターの活用

→刑事弁護と民暴事件における警察との連携の問題

＝民暴事件で警察に協力してもらっても、刑事弁護は刑事弁護

但し、離脱支援を→暴走族事案も同様に

③ 暴力団被害者の救済→犯罪被害者救済の中核

→被害回復の工夫 e x . 動産執行の活用、破産申立など

5 最後に＝民暴委員会への誘い

・ 弁護士であれば、誰でも暴力団事案にぶつかる

・ 暴力団被害者にとって弁護士は最後の砦→君が逃げたら、誰がやる！

・ 民暴対策は、知恵（頭はフル回転）と勇気（平常心を保つこと）と友情（助け合い）

参考文献：日弁連民暴委員会編「暴力団 1 1 0 番」民事法研究会

一弁民暴委員会編「民事介入暴力の法律相談」学陽書房

危機管理研究会編「危機管理の法理と実務」金融財政事情

以 上